

下水道使用料の改定案について



2026(令和8)年
四街道市 上下水道部

目次

① 下水道事業の概要	
(1) 使用料改定の検討	P. 2
(2) 使用料のあり方について(答申概要)	P. 3
(3) 下水道事業のしくみ	P. 4
(4) 下水道事業の経営原則	P. 5
② 下水道事業の課題	
(1) 人口減少と水需要の減少	P. 6
(2) 汚水処理原価の上昇	P. 7
(3) 施設の老朽化	P. 8~9
③ 施設の更新計画と財政見通し	
(1) 施設の更新計画	P. 10~11
(2) 使用料改定率の算定	P. 12~14
(3) 一般会計繰入金	P. 15~16
④ 下水道使用料の改定案	
(1) 使用料改定案の概要	P. 17
(2) 実際の使用料請求額	P. 18
(3) 使用料水準の他団体比較	P. 19
(4) 経営効率化の取り組み	P. 20

① 下水道事業の概要

(1) 使用料改定の検討

- ・本市の下水道事業は、自立的な財政運営を図ることを念頭に、税金等を財源とする一般会計からの基準外繰入金に依存しない経営を持続していくため、経営基盤の強化について検討を進めてきました。
- ・2024（令和6）年度に改定した経営戦略における財政推計を踏まえて、2025（令和7）年度に学識経験者や公募による市民等で構成する審議会を開催し、財政状況や施設の更新計画、適正な下水道使用料について4回の審議を行いました。

四街道市水道事業及び下水道事業運営審議会 開催一覧

開催日	議題	傍聴人
第1回：令和7年7月22日	①下水道事業経営戦略（令和6年度改定）について ②経営戦略で見込んだ下水道使用料改定について	2名
第2回：令和7年8月22日	①下水道事業の経営について	4名
第3回：令和7年10月15日	①県内の下水道事業体との比較について ②下水道事業に対する一般会計繰入金について ③下水道使用料の改定案について	5名
第4回：令和7年11月13日	①下水道使用料のあり方について（答申案）	4名

① 下水道事業の概要

(2) 使用料のあり方について（答申概要）

・2025（令和7）年12月24日に「下水道使用料のあり方について（答申）」として審議会での審議結果をいただき、市として使用料改定の方針を決定しました。

1. 下水道使用料のあり方

下水道は都市機能の根幹を支える重要ライフラインであり、他県での大規模道路陥没事故の例を見るまでもなく、その機能喪失時は市民生活に大きな影響を及ぼすことになる。

四街道市の下水道事業は、税金による基準外繰入金に依存しない自立的な財政運営を堅持しているが、水需要の減少、老朽化した下水道管の更新事業費の増加、物価上昇が重なり、令和12年度以降に運転資金が不足する経営危機が見込まれているため、下水道使用料を適正な水準まで引き上げる必要がある。

2～3. 使用料改定について

使用料改定時期については、令和9年4月からとすることが妥当であり、使用料の平均改定率については、現行から23%引き上げることが妥当である。また、使用者間の負担の公平を図るとともに小口使用者の負担軽減を考慮し、前回改定時における基本水量制廃止に伴う暫定的区分単価である1～10m³を除いて、従量使用料を一律の金額で改定することが妥当と考える。

4. 附帯意見

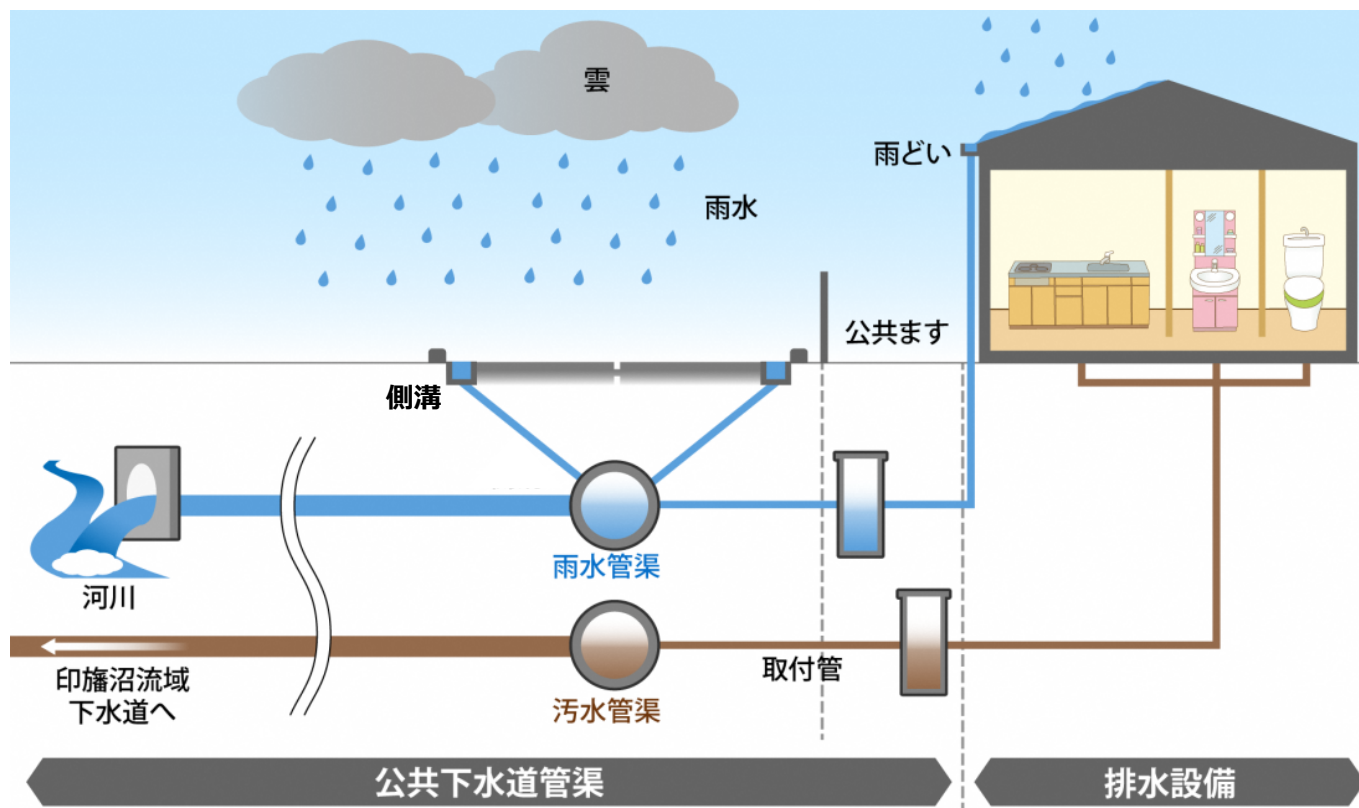
- ① 施設の老朽化：国庫補助金を最大限活用し、安定した下水道事業の継続のため計画的に施設を更新すること。
- ② 経営の効率化：使用料改定のみならず、経営体質の改善や経営効率化を推進すること。
- ③ 広報・広聴：常日頃から経営状況等について、双方向のコミュニケーションに努めること。
- ④ 財源の活用：国への補助金の拡充要望や、市財政部局との繰入金の協議を十分に実施すること。

① 下水道事業の概要

(3) 下水道事業のしくみ

- ・本市の下水道事業は、1975（昭和50）年に印旛沼流域関連公共下水道として供用を開始しました。
- ・雨水管と汚水管の2本の管を別々に整備する分流式を採用しており、雨水は河川等へ放流し、汚水は千葉県が管理する印旛沼流域下水道に接続して浄化処理しています。
- ・自然現象である雨から街を守る「雨水事業」は税金による公費負担、家庭や事業所の汚水を浄化する「汚水事業」は下水道使用料による私費負担（受益者負担）という経費負担の原則が確立されています。

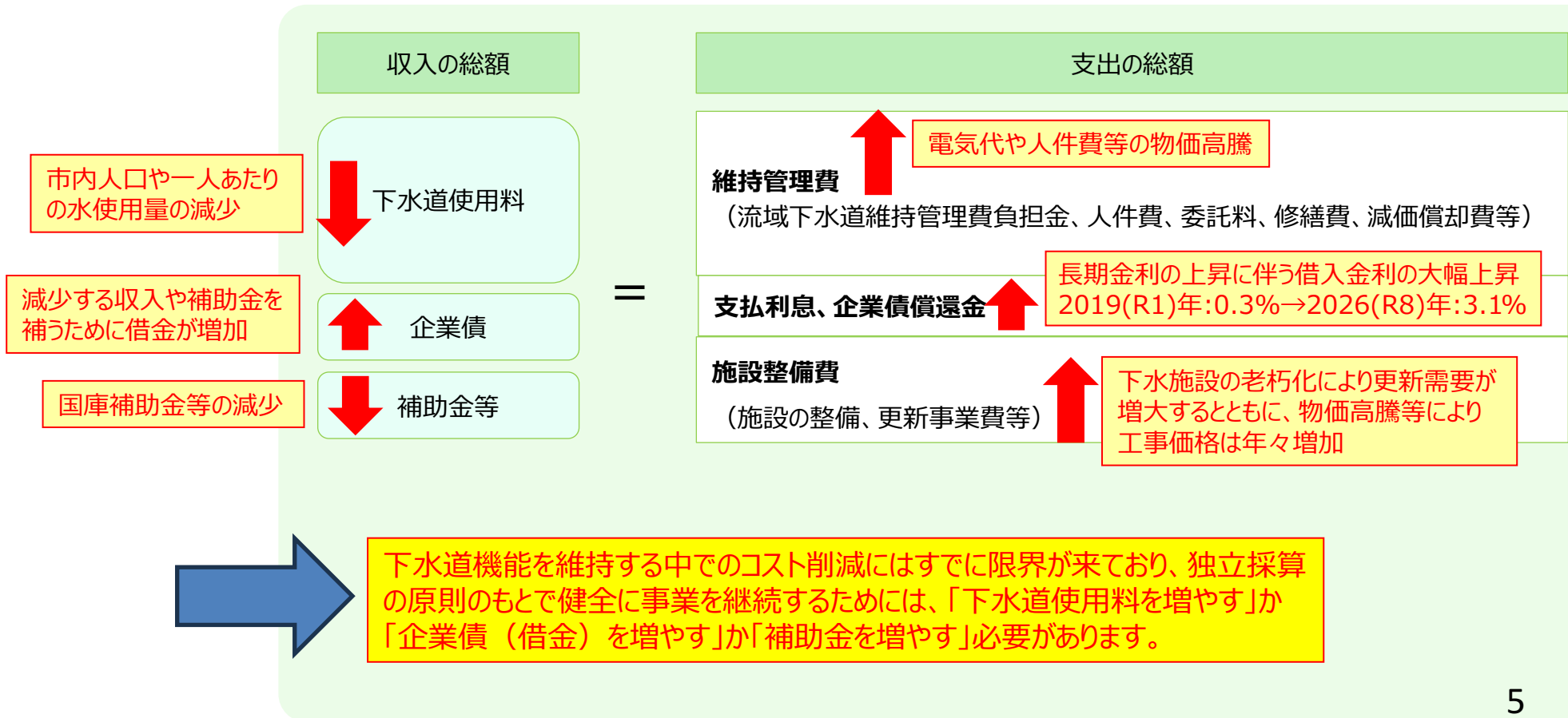
下水道の処理のしくみ



① 下水道事業の概要

(4) 下水道事業の経営原則

- ・下水道事業（汚水事業）は、維持管理費や施設整備費の財源等を下水道使用料収入によってまかなう、独立採算による経営が法律（地方公営企業法）で義務付けられています。
- ・支出面では、電気代や人件費等の物価高騰、下水道施設の老朽化の影響等によるコストの増加が続いており、下水道の機能を維持する中でのコスト削減には限界が来ています。



② 下水道事業の課題

(1) 人口減少と水需要の減少

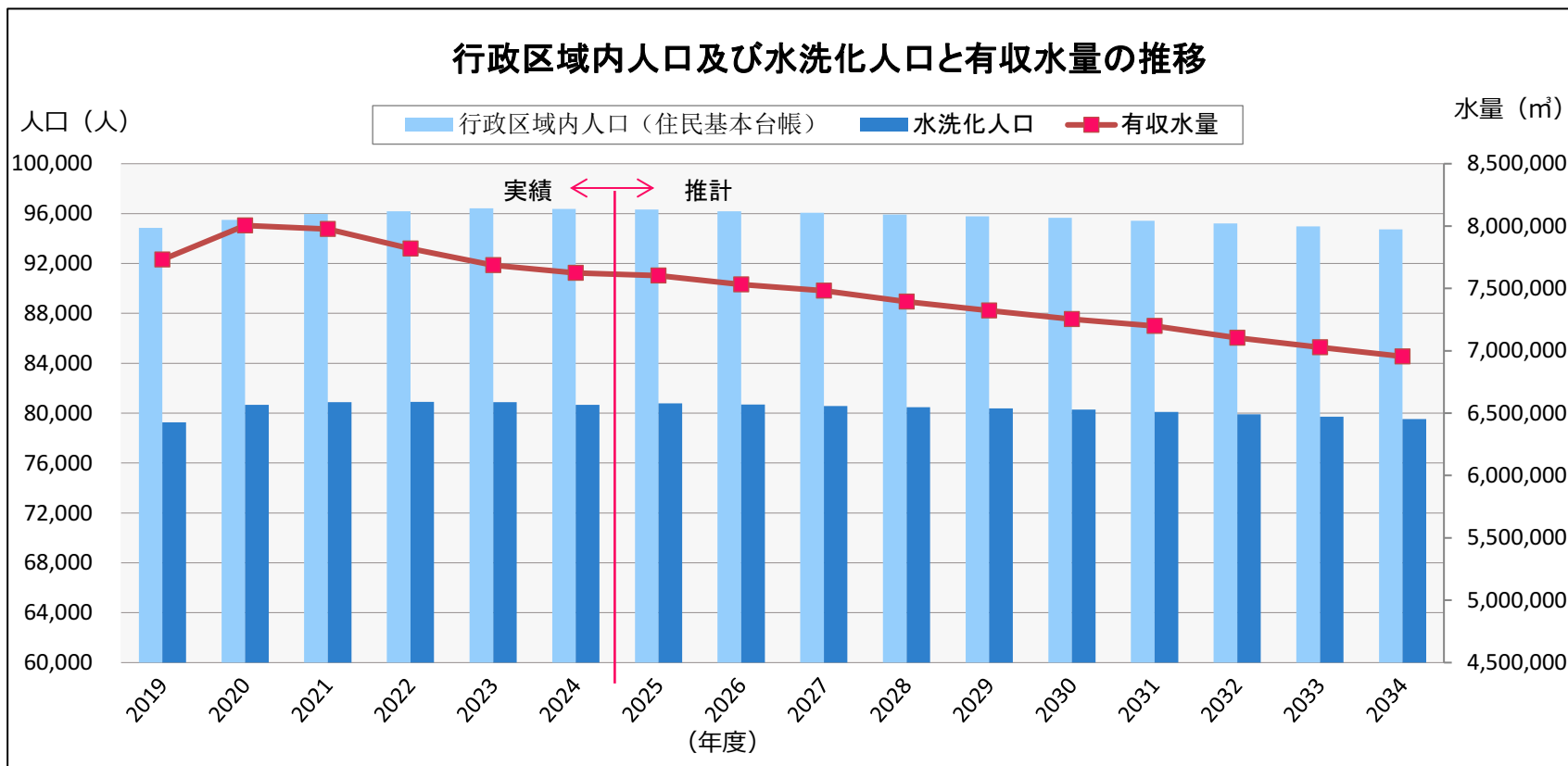
- ・本市の水洗化人口は2022（令和4）年度、有収水量（料金算定の対象となる汚水量）は2020（令和2）年度をピークに減少へ転じています。
- ・節水機器の普及や世帯人数の減少により、単価の安価な区分である「小口使用者」の割合が増加し、使用料収入は有収水量の減少以上に減少し続ける構造となっています。

2004(平成16)年度

水量区分	割合
0～20m ³	3.9%
21～40m ³	19.2%
41～60m ³	30.7%
61～100m ³	30.9%
101m ³ ～	15.3%

2024(令和6)年度

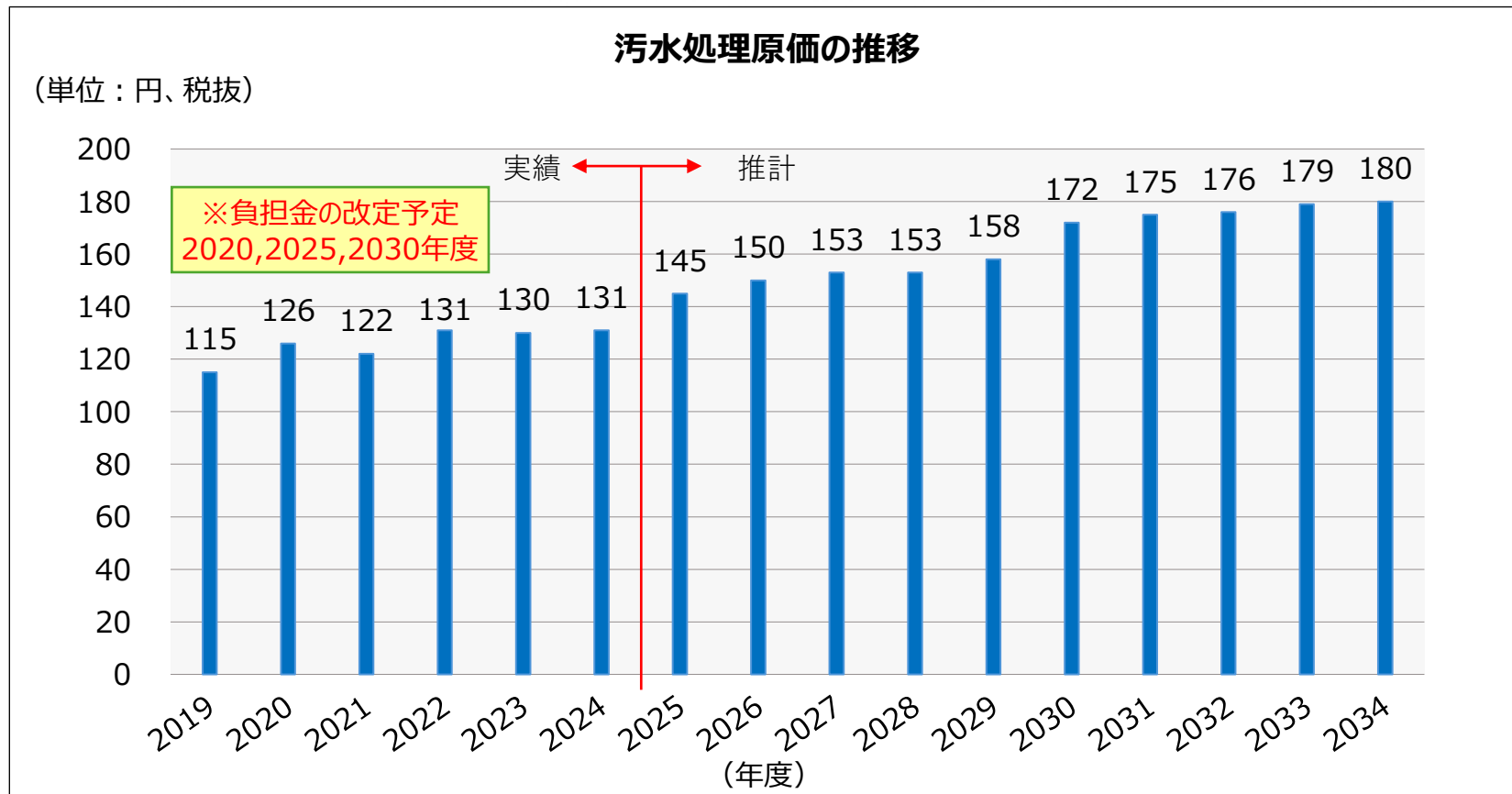
0～20m ³	9.3%
21～40m ³	31.3%
41～60m ³	31.2%
61～100m ³	17.9%
101m ³ ～	10.3%



② 下水道事業の課題

(2) 汚水処理原価の上昇

- ・本市が1 m³の汚水を処理するためにかかる経費を示したものが汚水処理原価で、委託料や修繕費、人件費の高騰に加えて、千葉県に支払う流域下水道維持管理負担金の増加の影響により、上昇が続いています。
- ・今後は、老朽化した下水道管の更新需要が高まり事業費の増加を見込んでいるため、更なる上昇が続くものと見込んでいます。
(5年ごとに流域下水道維持管理負担金の改定※があるため、大きな上昇を見込んでいます。)



② 下水道事業の課題

(3) 施設の老朽化：老朽化の現状

- ・1975（昭和50）年の供用開始から50年が経過し、法定耐用年数（50年）を超過した古い下水道管が市内で急激に増加しています。
- ・地中に埋まっている下水道管の破損は、突然の道路陥没といった重大事故のリスクや、汚水进行处理する管に雨水が流入し無駄な処理費が発生するなどといった問題を引き起こします。



下水道管の内部（破損、浸入水）



道路陥没（千代田地区）

② 下水道事業の課題

(3) 施設の老朽化：下水道管の更新工事

- ・下水道管は主に道路の下に埋設されており、新しい管に更新するためには道路を掘り返す必要がありますが、近年採用を始めた新しい工法として、マンホールから古い管の内側を補修することで道路を全面的に掘り返さずに管を再生する「管更生（非開削）工法」があります。
- ・物価高騰は工事費にも大きな影響があり、2017（平成29）年度と2025（令和7）年度で比較すると、同じ延長の下水道管を更新するためには約1.5倍の事業費が必要となります。



老朽化した下水道管の内部



管更生後の下水道管の内部

③ 施設の更新計画と財政見通し

(1) 施設の更新計画：ストックマネジメントに基づく改築計画

- ・ストックマネジメントとは、施設全体の維持管理・改築を最適化する取り組みのことで、下水道では、下水道管内のカメラ調査結果により緊急度Ⅰ、Ⅱ、Ⅲでランク付けした上で、計画的な改築を実施しています。
- ・2034（令和16）年度までに、カメラによる調査及び計画策定費用として6億円、緊急度Ⅰ、Ⅱを30%程度で抑制するための市内4地区における事業費として37億円を見込んでいます。

地区ごとに
順次実施

ストックマネジメント事業(汚水)

パターン③は2029
(令和11)年度より採用

(単位：千円、税込)

	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	事業費 合計
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	
点検・調査	19,630	65,000	63,000	31,000	53,300	77,500	70,000	66,000	76,000	73,000	594,430
修繕・改築	旭ヶ丘	→									
	つくし座	→									
	みそら	→									
	千代田	→									
事業費小計	259,816	136,125	233,350	96,100	500,000	503,000	500,000	503,000	500,000	500,000	3,731,391
合計	279,446	201,125	296,350	127,100	553,300	580,500	570,000	569,000	576,000	573,000	4,325,821

③ 施設の更新計画と財政見通し

(1) 施設の更新計画：上下水道耐震化計画

- ・上下水道耐震化計画とは、能登半島地震による甚大な被害を踏まえて、災害に強く持続可能な上下水道システムの構築に向け国から策定の要請があったものです。
- ・災害時避難所等の重要施設に接続する上下水道管路等の耐震化のため、直近は、印旛沼流域下水道の幹線に接続している下水道管の耐震化工事を予定しています。

耐震化事業(汚水)

(単位：千円、税込)

	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	事業費 合計	
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度		
耐震診断 調査		15,000		15,000			15,000				45,000	
実施設計			25,000		25,000			25,000			75,000	
耐震工事				405,000	405,000	415,000	415,000	415,000	113,000	113,000	2,281,000	
工事箇所				幹線接続点～栗山小			市役所庁舎～福祉センター～中央小			四街道北高校 ～文化センター～大日		
合計	0	15,000	25,000	420,000	430,000	415,000	430,000	440,000	113,000	113,000	2,401,000	

③ 施設の更新計画と財政見通し

(2) 使用料改定率の算定：損益と資金残高の推移

- ・2023(令和5)年4月の下水道使用料改定により、税からの補てんである基準外繰入無しで黒字経営となりました。しかし、今後は赤字経営が続くと見込んでおり、現在の下水道使用料水準を維持した場合、2030(令和12)年度には資金残高がマイナスとなり、下水道機能の維持が困難となる見込みです。
- ・汚水事業の企業債残高割合についても、2032(令和14)年度には上限目標である300%に達しており、これ以上の企業債借入は後年度への負担が過大となります。
- ・経営戦略において4年ごとに適正な使用料水準を検討することとしているため、本検討では2027(令和9)年度からの4年間で下水道使用料の算定期間としています。

	18%の使用料改定		下水道使用料算定期間							資金残高マイナス				(単位：百万円、税抜き)	
※使用料改定しない場合	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16		
純利益	3	45	38	▲68	▲100	▲138	▲157	▲220	▲334	▲334	▲315	▲326	▲324		
資金残高	137	407	492	564	627	607	308	88	▲150	▲365	▲630	▲844	▲1,081		
使用料収入	887	1,006	1,022	1,021	1,011	1,005	993	984	974	967	954	944	934		
基準外繰入	141														
流域下水道維持管理費負担金	513	505	509	554	548	561	553	548	607	602	594	587	581		
汚水企業債残高(使用料割合)	236%	195%	188%	190%	187%	197%	218%	237%	258%	280%	304%	320%	337%		

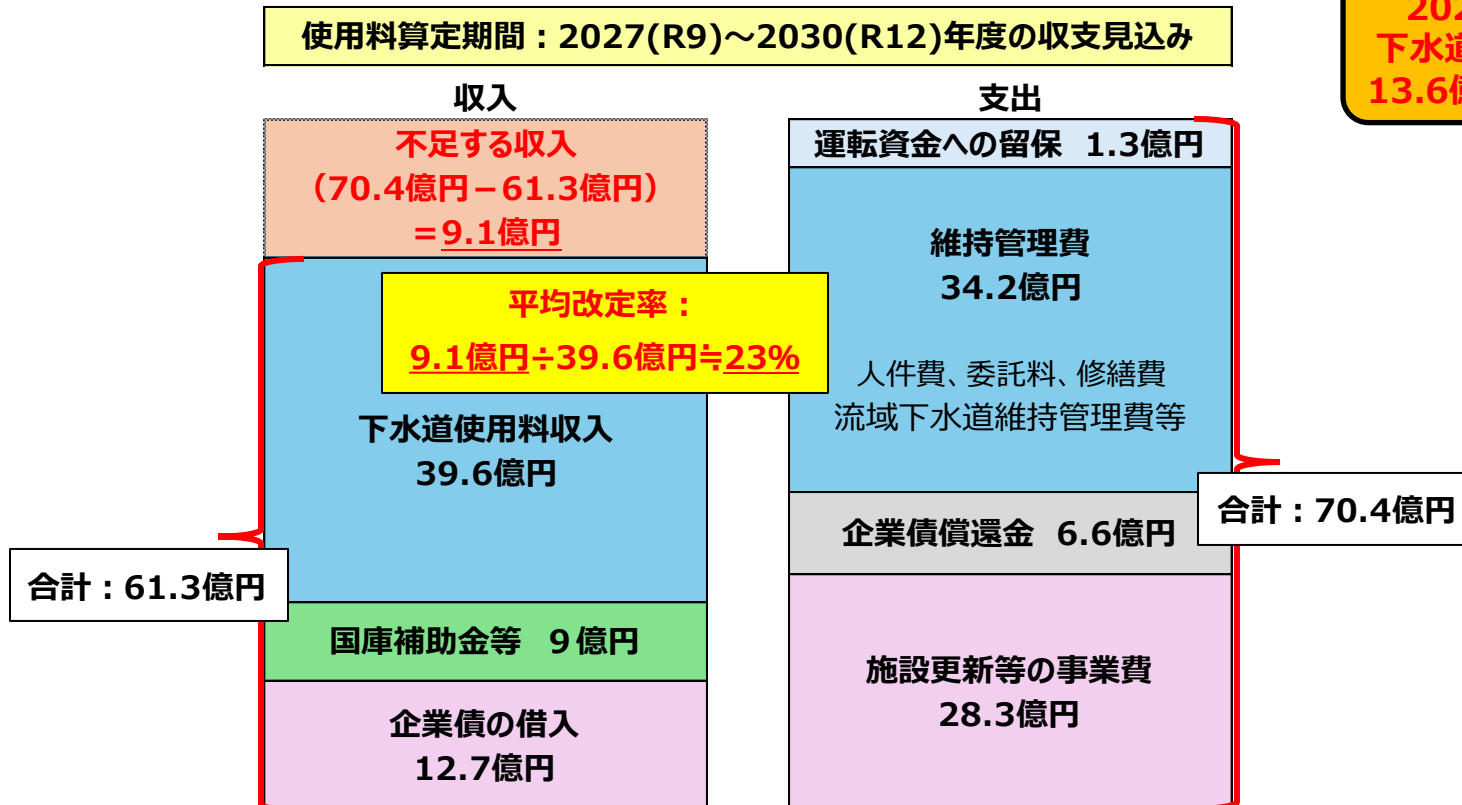
← 実績 → 推計

5年ごとに維持管理費が改定

③ 施設の更新計画と財政見通し

(2) 使用料改定率の算定：運転資金の確保

- ・本改定では、使用料算定期間における下水道使用料収入の約6か月分である資金残高7億円を必要運転資金として見込んでいます。
- ・使用料算定期間において見込まれる支出金額に対して必要な資金を確保するには、収入が9.1億円不足しており、それを補うために下水道使用料収入を23%増やす必要があります。



2027(R9)年度
下水道使用料見込み
13.6億円/年(税込)

③ 施設の更新計画と財政見通し

(2) 使用料改定率の算定：改定を見込んだ場合の推移

- ・2027（令和9）年度に平均改定率23%で使用料改定を実施した場合、使用料算定期間において資金残高目標である7億円が確保されます。
- ・汚水事業の企業債残高割合についても、上限目標である300%に達することがなくなり、企業債借入と使用料収入でバランスの取れた財源構成となります。
- ・次の使用料算定期間となる2031（令和13）年度以降については、本資料P.10,11のとおり大規模な施設の更新を見込んでいるため、その際の経営の状況を踏まえて、審議会での審議を予定しています。

	18%の使用料改定		下水道使用料算定期間								(単位：百万円、税抜き)			
※使用料改定を見込んだ場合	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	
純利益	3	45	38	▲68	▲100	94	71	6	▲110	8	22	8	6	
資金残高	137	407	492	564	627	839	767	773	759	886	958	1,076	1,169	
使用料収入	887	1,006	1,022	1,021	1,011	1,236	1,221	1,210	1,198	1,308	1,291	1,277	1,264	
基準外繰入	141													
流域下水道維持管理費負担金	513	505	509	554	548	561	553	548	607	602	594	587	581	
汚水企業債残高(使用料割合)	236%	195%	188%	190%	187%	161%	177%	193%	210%	207%	225%	236%	249%	

← 実績 → 推計

維持管理費の改定 4年ごとに使用料改定を見込む

③ 施設の更新計画と財政見通し

(3) 一般会計繰入金：分流式下水道等に要する経費

・本市は分流式下水道であるため、繰出基準である「分流式下水道等に要する経費」の対象となり、汚水処理原価が150円/m³を超える部分について、少なくとも150円/m³の下水道使用料収入を充てても不足する経費が基準内繰出の対象となります。

・本市は2027（令和9）年度から汚水処理原価が150円を超えることが見込まれている（P.7汚水処理原価の上昇）ため、適正な使用料の水準について、一般会計と下水道事業との間で協議を実施しました。

○ 分流式下水道等に要する経費

分流式の公共下水道（特定公共下水道及び特定環境保全公共下水道を除く。）並びに特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、特定地域生活排水処理施設、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設に要する資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする

◆ 「下水道事業繰出基準の運用について」（平成18年4月19日付け総務省自治財政局地域企業経営企画室長通知）

「その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるもの」とは、適正な使用料を徴収してもなお使用料で回収することが困難であるものをいうものであり、適正な使用料を踏襲することなく安易に一般会計からの繰出しを行うことは厳に慎まれないこと。なお、地方財政計画においては、「高資本費対策に要する経費」における「使用料対象資本費」の算定に用いる方式により処理区域内人口密度の段階等に応じて所要額が計上されているものであるので参考にされたい。

<イメージ図>

汚水処理費	汚水維持管理費	汚水資本費	
		合流汚水資本費	分流汚水資本費
使用料収入	使用料収入 ※少なくとも150円/m ³ 未満の場合は150円/m ³ として算定		分流式下水道等に要する経費に係る繰入れ

③ 施設の更新計画と財政見通し

(3) 一般会計繰入金：分流式下水道に係る繰入金の課題

・下水道事業としての検討及び一般会計との協議を踏まえた上で、①受益者負担にならないこと、②内部留保資金が増えず企業債残高が高くなること、③市財政の負担が増えること、の3点が課題となります。

・協議の結果として、分流式下水道に係る繰入金は、下水道にかかる費用に対して下水道の使用者以外が納めた市税収入も財源とする構造であること、市財政が非常に厳しい中で新規の繰り出し金を支出することは困難であること、以上の2点の理由から、今回の改定における検討では採用しないことになりました。

分流式下水道に係る繰入金の課題

課題①

本繰入金の費用負担の構造は「下水道使用者の使用料による負担」が「市全体の市税による負担」に置き換わるものですが、現在検討している使用料改定は、公営企業としての独立採算制、雨水公費・汚水私費の原則に基づくものです。

課題②

本繰入金は損益が均衡し純利益が0となる水準での繰入となるため、今後の経営において、利益を計上することが出来なくなります。また、企業債の借り入れに依存した経営となり、本来不要な経費である利子の支払いが大きくなります。

課題③

本繰入金は繰り出し基準に基づいているため、元利償還金に対する交付税措置が見込めるものの、金利が非常に高い状況にある中（※）で、今後ますます厳しくなる市財政において下水道事業に対する新規の財源を確保することは困難であること。

大半の事業者が、分流式下水道に係る繰入と合わせて基準外繰入を実施することで純利益を確保している実態があります。
(地方公営企業決算状況調査等より)

※（再掲）
長期金利の上昇に伴う借入金利の大幅上昇
2019(R1)年:0.3%→2026(R8)年:3.1%

④ 下水道使用料の改定案

(1) 使用料改定案の概要

- ・本改定案では、年間を通して適正な運転資金を確保するため、2027（令和9）年4月より下水道使用料収入を平均で23%引き上げることとしています。
- ・使用料体系については、2023（令和5）年度に実施した前回使用料改定時の基本水量制廃止に伴う暫定的区分単価である1～10m³を除いて、利用者間の負担の公平を図るとともに小口使用者の負担軽減を考慮し、従量使用料を一律の金額で改定しています。

現行の使用料体系と改定案の比較

※一か月あたり、税込

使用料区分	現行		改定案		差額
	排除汚水量	金額	排除汚水量	金額	
基本使用料	—	924.0円	—	1,001.0円	77.0円
従量使用料 (1m ³ あたり)	1～10m ³	33.0円	1～10m ³	82.5円	49.5円
	11～20m ³	132.0円	11～20m ³	143.0円	11.0円
	21～30m ³	154.0円	21～30m ³	165.0円	11.0円
	31～50m ³	176.0円	31～50m ³	187.0円	11.0円
	51～100m ³	209.0円	51～100m ³	220.0円	11.0円
	101～500m ³	231.0円	101～500m ³	242.0円	11.0円
	501～1,000m ³	253.0円	501～1,000m ³	264.0円	11.0円
	1,001m ³ ～	275.0円	1,001m ³ ～	286.0円	11.0円

暫定的区分単価
の段階的解消

現行の従量料金から
一律の負担増加

④ 下水道使用料の改定案

(2) 実際の使用料請求額

- ・一か月あたりの汚水排出量（水使用量）に応じた実際の請求額について、現行の使用料体系と改定案の使用料請求額を比較すると、下表のとおりです。
- ・暫定的区分単価の段階的解消の影響で、10m³については改定率が高いものとなっています。
- ・現行と改定案の下水道使用料を市内一般家庭の平均的な汚水量である1か月あたり20m³と比較すると、1か月あたり682円の負担の増加となります。

現行の使用料請求額と改定案の比較

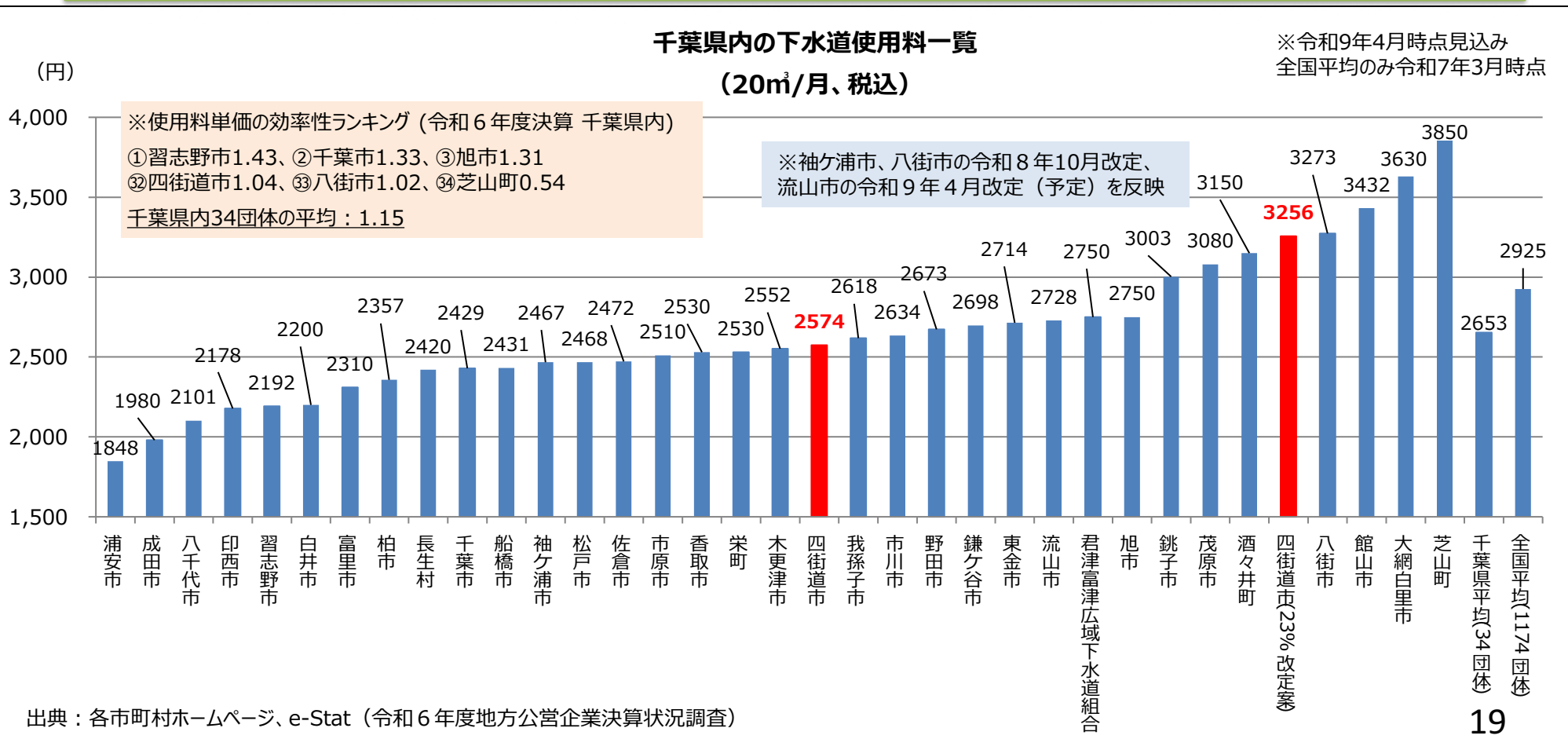
※一か月あたり、税込

排除汚水量	現行使用料	改定案使用料	差額	改定率
0m ³	924円	1,001円	77円	8.3%
10m ³	1,254円	1,826円	572円	45.6%
20m ³	2,574円	3,256円	682円	26.5%
40m ³	5,874円	6,776円	902円	15.4%
100m ³	18,084円	19,646円	1,562円	8.6%
500m ³	110,484円	116,446円	5,962円	5.4%
1,000m ³	236,984円	248,446円	11,462円	4.8%

④ 下水道使用料の改定案

(3) 使用料水準の他団体比較

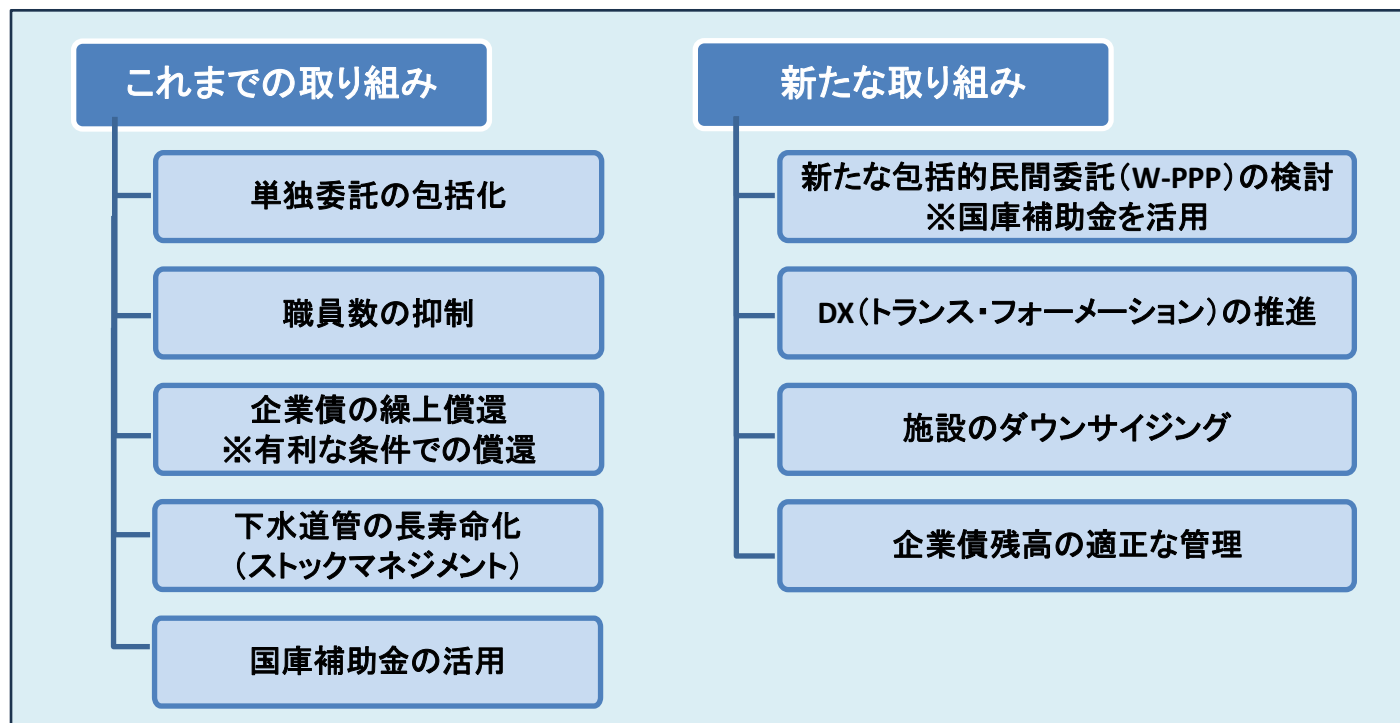
- ・現在の四街道市の下水道使用料は千葉県平均とほぼ同額ですが、1 m³あたりの売り上げ平均を示す使用料単価は千葉県平均より低く、大口使用者がないことによる使用料単価の効率性の低さ※が課題です。
- ・近年は、近隣の他事業体でも、下水道施設の老朽化や物価高騰に対応するとともに一般会計からの基準外繰入の削減を進めるため、使用料改定の動きが多く見られます。



④ 下水道使用料の改定案

(4) 経営効率化の取り組み

- ・市の経営する公営企業として、業務の包括的な民間委託や国の制度の活用、職員数の抑制等の様々な方策に取り組んできました。
- ・下水道機能を維持する中でのコスト削減には限界がありますが、今後も、経営効率化に繋がる新たな方策に取り組んでいきます。



**下水道事業の経営について、
使用者の皆様にご理解をいただけるように努めてまいります。**